

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
415	広島地裁決定	広島地方裁判所裁判長 裁判官 吉岡茂之 裁判官 久保田寛也 裁判官 田中佐和子	2017/3/30	写し	広島地方裁判所平成28年(㊦)第38号109号伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件の決定内容
416	愛媛新聞社説(大阪高裁)	愛媛新聞	2017/3/30	写し	大阪高裁の高浜再稼働高裁決定に対し、愛媛新聞の社説が、原発の新たな安全神話危惧すると題した社説を掲示して批判していること
417	東京新聞社説(大阪高裁)	東京新聞	2017/3/29	写し	大阪高裁の高浜再稼働高裁決定に対し、東京新聞の社説が、「高浜」高裁決定 後戻りしてないかと題した社説を掲示して批判していること
418	朝日新聞社説(大阪高裁)	朝日新聞	2017/3/29	写し	大阪高裁の高浜再稼働高裁決定に対し、朝日新聞の社説が、高浜原発決定あまりに甘い安全判断と題した社説を掲示して批判していること
419	毎日新聞社説(大阪高裁)	毎日新聞	2017/3/29	写し	大阪高裁の高浜再稼働高裁決定に対し、毎日新聞の社説が、「高浜」再稼働を逆転容認「万が一」にできていないと題した社説を掲示して批判していること
420	南日本新聞社説(大阪高裁決定)	南日本新聞	2017/3/30	写し	大阪高裁の高浜再稼働高裁決定に対し、南日本新聞の社説が、高浜再稼働へ安心が遠のく高裁決定と題した社説を掲示して批判していること
421	愛媛新聞社説(広島地裁決定)	愛媛新聞	2017/3/31	写し	広島地裁の伊方3号機仮処分決定に対し、愛媛新聞の社説が、伊方原発差止却下司法の再稼働追認に失望すると題した社説を掲示して批判していること
422	東京新聞社説(広島地裁決定)	東京新聞	2017/4/1	写し	広島地裁の伊方3号機仮処分決定に対し、東京新聞の社説が、伊方仮処分却下何をそんなに急ぐのかと題した社説を掲示して批判していること
423	高知新聞社説(広島地裁決定)	高知新聞	2017/3/31	写し	広島地裁の伊方3号機仮処分決定に対し、高知新聞の社説が、伊方の停止却下原発事故の教訓どこにと題した社説を掲示して批判していること
424	毎日新聞社説(広島地裁決定)	毎日新聞	2017/4/3	写し	広島地裁の伊方3号機仮処分決定に対し、毎日新聞の社説が、伊方原発差止却下 複合災害の認識足りないと題した社説を掲示して批判していること
425	愛媛新聞記事(広島地裁決定)	愛媛新聞	2017/4/20	写し	広島地裁の伊方3号機仮処分決定に対し、愛媛新聞の記事が、裁判官の独立は憲法でもうたわれており、それぞれを丁寧に審理するのは当然の司法の役割だと思ふ旨の記事を掲示して批判していること

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
426	「新規制基準の考え方」検討報告書～原子力規制委員会の欺瞞～	脱原発弁護団全国連絡会	2017/6/1	写し	債務者が本年4月5日に提出した大阪高裁決定乙281号証の判示の多くは、原子力規制委員会作成の「新規制基準の考え方」の記載に依拠したものであるが、この「新規制基準の考え方」は、原子力規制委員会の欺瞞の象徴であり、新規制基準は福島第一原発事故の反省を踏まえ原発の安全性を確保するものとはなっていないものであることを立証する。 なお、本件において、「新規制基準の考え方」は、乙199号証として債務者から提出されているが、その立証趣旨は、「避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者に対する規制として規定することが求められているわけではないこと」に限定されている。
427の1	第11回口頭弁論調書（島崎証人調書）	裁判所書記官七浦昌子	尋問期日 平成29年4月24日	写し	本年4月24日、名古屋高等裁判所金沢支部において実施された島崎邦彦氏の証人尋問の結果。 これにより、入倉・三宅式によって地震モーメントを設定する地震本部のレシピ（ア）の方法を採用し同（イ）の方法を採用しないことは、審査ガイドの違反し、基準地震動の過小評価につながることを立証する。
427の2	島崎邦彦証人尋問（主尋問）書証綴り	弁護士佐藤辰弥ら	平成29年4月	写し	本年4月24日、名古屋高等裁判所金沢支部において、島崎氏の証人尋問が行われた際に、主尋問で使用された書証の内容
427の3	調書訂正の申立書	弁護士島田広ら	2017（H29）.5.17	写し	427の1の尋問調書中の誤字
428	意見書	明治大学法科大学院教授 瀬木比呂志	2017（H29）.5.17	写し	広島地裁決定は法律論として不合理であり、論理的にも破綻をきたしているため、覆されるべきであること

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
429	映画『日本と再生光と風のギガワット作戦』DVD	河合弘之	2017/2/22	写し	<ul style="list-style-type: none"> ① 全体として自然エネルギーの急速な普及により、大間原発は不要であること ② ドイツの経済界は政府の「脱原発、自然エネルギー拡大（エネルギーヴェンデ）」に賛同していること ③ エネルギー消費を減らしながら、経済を成長させることが可能であること ④ 自然エネルギー産業（自然エネルギー発電自体とそのための装置製造業等）は労働吸収力が高いこと ⑤ 自然エネルギー産業は地域を活性化すること ⑥ 日本の自然エネルギー目標は国際的に見ると低きに失すること ⑦ 固定価格買取制度の効果と限界 ⑧ 原発は立地地域に経済振興、財政、人口増加、雇用増大に効果がなく、むしろマイナスであること ⑨ 自然エネルギーは地域の経済の自立、振興に有効であること ⑩ 分散型エネルギーの効果 ⑪ 自然エネルギーは不安定ではないこと ⑫ 世界は急激に自然エネルギーに向かっていること。その原因は急激なコストダウンであること ⑬ 中国は自然エネルギーで世界一であること。中国は原発開発を急激にスローダウンしていること ⑭ 世界銀行は原発には一切融資をしない方針であること。 ⑮ 福島の市民が自然エネルギーに熱心に取り組んでいること ⑯ 原発をベースロード電源とすることは間違いであること ⑰ ヨーロッパは「フレキシビリティ」というやり方でベースロード概念を払拭していること ⑱ 大型蓄電池は不要であること ⑲ アメリカでの自然エネルギーの隆盛 ⑳ 「技術学習効果」が自然エネルギーにはあり、原発にはないこと ㉑ 東芝事件などで分かるように原子力産業は崩壊寸前であること ㉒ 米国の軍隊が省エネ、自然エネルギーに熱心に取り組み、実績を上げていること
429	映画『日本と再生光と風のギガワット作戦』DVD	河合弘之	2017/2/22	写し	<ul style="list-style-type: none"> ㉓ 世界各国が自然エネルギーで自給自足すればエネルギー資源の奪い合いの戦争はなくなる ㉔ 自然エネルギーは災害の際に役立つこと一熊本地震での実例 ㉕ 自然エネルギーは自然災害やテロに強いこと ㉖ 自然エネルギー100%になれば、約25兆円の化石燃料輸入代金が不要となり、国富に資すること。かつエネルギー安全保障が万全となること ㉗ 世界での自然エネルギーの設備容量はすでに原発の2倍に達していること。自然エネルギーはすでに十分な実力を備え、原発をこれからも引き離していくこと ㉘ 自然エネルギーは誰でもできること ㉙ 中国の自然エネルギーは急発展し、原発はスローダウンし、その原因は「福島原発事故に学ぶ」であること ㉚ 日本は地熱のポテンシャルが原発の30基分もあるのに未開発であること。地熱発電は温泉業を害しないこと ㉛ 自然エネルギーは世界から戦争と貧困をなくすこと ㉜ 世界の大きな潮流は「脱CO2その手段は自然エネルギー」であること一パリ協定 ㉝ 自然エネルギーにも問題点はあるが原発事故よりはましであること ㉞ 日本中で市民が自然エネルギーに取り組んでいること ㉟ 省エネも極めて重要であること ㊱ 需要を制限しコントロールすることも重要であること。省エネ＝発電であること（ネガワット） ㊲ 日本はドイツの9倍の自然エネルギー資源があるのに、ドイツの9分の1しか発電していないこと。日本政府が政策を変えれば今からでも追いつけること ㊳ 自然エネルギーは、IoT、人工知能、電気自動車、省エネルギー技術と共に、新しい社会を創ってゆくこと ㊴ 自然の力は、日本に福島原発事故という大きな試練を与え、他方、自然の力は、日本に経済も、産業も、地方も生まれ変わるチャンスを与えてくれている。世界と共に歩むか、取り残されるか、日本が進むべき道を考えるべきこと

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
430	「伊方3号の運転差止仮処分申立を却下した広島地裁決定は司法の責任を回避し、『不作為の瑕疵』を容認するもの」と題する意見書ならびにその別冊	長澤啓行	2017 (H29) .4.28	写し	<p>伊方原発3号機の運転差止仮処分申立を却下した原決定には、下記のように看過しがたい重大な誤判断と司法の責任放棄があること</p> <p>(1) 債務者の主張を鵜呑みにして「合理的」だと判断する一方、「確証がない」と吐露して「主張・疎明が不十分である」ことを認めながら、「さらなる証拠調べは本件のような保全手続きにはなじまない」と司法の責任を放棄し、人格権よりも経済活動の自由を優先させたこと(2頁)</p> <p>(2) 「震源を特定せず策定する地震動」の対象とする地震観測記録が少ないことを原子力規制委員会自身が認め、電気事業連合会等での「研究が進まないことが原因だ」として研究を進めるよう懇願している現状がある一方、地震観測記録の不足を補うための地震動再現モデルや断層モデルによる地震動解析がかなり進んでいるにもかかわらず、一切採用されていないこと(9頁)</p> <p>(3) 原決定は、敷地前面海域の54kmの鉛直モデル等に対する耐専スペクトルについて、「他の距離減衰式」との乖離が大きいとの理由から適用外にしても「不合理ではない」としたが、「他の距離減衰式」こそが震源域で地震動を頭打ちにする構造をもっており、構築時の近距離地震観測記録に乏しく、実際に起きた震源域内地震観測記録を大きく過小評価していること(15頁)</p>
430	「伊方3号の運転差止仮処分申立を却下した広島地裁決定は司法の責任を回避し、『不作為の瑕疵』を容認するもの」と題する意見書ならびにその別冊	長澤啓行	2017 (H29) .4.28	写し	<p>(4) 前委員長代理の島崎邦彦氏による問題提起は、「原子力規制委員会は地震動の専門知識に欠け、原子力規制庁による情報操作やレシビ改ざんを見抜けず」という現状を暴露するとともに、その主張は熊本地震によって裏付けられ、地震調査研究推進本部による平成28年12月レシビ改訂でその正しさが認定されたこと(22頁)</p> <p>(5) 伊方3号の断層モデルによる地震動評価では、Fujii-Matsu'ura(2000)と壇ら(2011)の応力降下量を用いているが、いずれも断層幅が15kmのシミュレーション結果を12.7~13km幅の中央構造線断層帯に準用したものであり、応力降下量を過小設定していること(33頁)</p> <p>(6) 偶然的不確かさと認識論的不確かさを分離して定量的に評価した最近の研究では、偶然的不確かさは「平均+標準偏差が平均の1.75倍になる」との結果が出されており、認識論的不確かさの精度を考慮すれば、「平均+標準偏差を少なくとも平均の2倍」とみなし、余裕をもった地震動評価にすべきであること(44頁)等</p>
431	『民事保全法【新訂版】』日本評論社 212頁~235頁	瀬木比呂志	2014年	写し	<p>生命身体等に対する侵害が被保全権利となる仮の地位を定める仮処分にあつては、生命身体等への切迫した危害の立証があれば、疎明のレベルにつき証明とあまり変わらないものを要求している一般の場合と異なり、被保全権利の疎明は一応のレベルで足りること、</p> <p>その際、被害が重大かつ明確か、被害と因果関係の立証につき裁判官が比較的容易に心証をとることが可能な事案か、が判断の分かれ目となること(234~235頁)等</p>

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
432	判例時報 1040 号26 頁・広島 市北部ゴ ミ埋立処 理場建設 差止仮処 分決定	広島地方裁 判所 裁判長裁判 官植杉 豊 裁判官山崎 宏征 裁判 官橋本良成	1982/3/31	写し	ゴミ処理場の建設に関する事案において、通常人において抱くであろう公害発生へのおそれが住民らにおいて一応疎明された場合、証明責任の公平な分担の見地から、事業者において、これを専門的な立場から、平明かつ合理的に、その反対疎明をしない限り、公害発生のおそれありと判断するのが相当とされていること等。
433	『諸外国における原子力発電所の安全規制に係る法制度 - 平成22・23年度原子力行政に係る法的問題研究班研究報告書』（抜粋）表紙、目次、第1章ドイツにおける原子力発電所の安全規制に係る法制度	日本エネルギー法研究所 http://www.jeli.gr.jp/report/jeli-R-127@2013_01_NuclearSafetyRegulation.pdf	2013年1月	写し	ドイツにおける原発規制の在り方全般。特に、ドイツでは、原子炉施設に由来する損害の発生は実践的に排除されなければならないとされていること、そのために行政機関には、判断・活動の自由余地が付与されていること、ただし、そのリスク調査やリスク評価には、危険・リスクに対する最善の事前配慮の原則によって、以下の3つの制約が課されていること。 ①行政機関は、現存する不確実性を排除するため、工学上の経験則に準拠するだけでは足りず、理論的な想定や計算に過ぎないものをも考慮に入れなければならない、 ②行政機関は全ての支持可能な（代替可能な）科学的知見を考慮に入れなければならない、 ③行政機関は、十分に保守的な想定をもってリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮に入れなければならない（10頁、20頁）。 十分なデータが調査収集されなかったこと又はそのようなデータが判断の基礎とされなかったことが判明し、その瑕疵が治癒されていないときは、許可は取り消されるという司法判断がなされていること（20頁）等。
434	「行政上の予測とその法的制御の一側面」（宇賀克也責任編集『行政法研究第9号』信山社	下山憲治	2015年	写し	科学に不確実性・限界が存在する場合の安全性の判断方法について、統計学上の区分である「第一種の過誤」と「第二種の過誤」を参考に、対象となる法制度の趣旨・目的が指向する方向性が「第一種の過誤」の回避にあれば「疑わしきは自由のために」、 「第二種の過誤」の回避にあれば「疑わしきは安全のために」という基本方針に結びつくこと、 原発については、危険性の大きさ、法改正の趣旨に照らし、当然に「疑わしきは安全のために」という基本方針が採用されなければならないこと（72頁）、 「疑わしきは安全のために」という基本方針が採用されている例として、食品衛生法7条1項が挙げられること（79頁）、 この場合、行政庁の基準合理性判断及び基準適合性判断について、①その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、②採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること、③法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較衡量していること、④その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること、⑤全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと、⑥事後的に、必要に応じて当初の決定内容を修正・変更する義務が尽くされていること、の各点について、これらすべてを満たしていることが立証されるべきであり、いずれか1つでも満たさない場合には、基準合理性または基準適合性に不合理な点があると推定されるべきこと（79頁）等。

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
435	「第180回国会参議院環境委員会会議録第6号」(抄本, 1, 30, 31頁)	参議院環境委員会 http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/180/0065/18006180065006.pdf	(会議日は2012(平成24)年6月18日)	写し	原子力規制委員会委員の欠格事由について、原子力規制委員会設置法の制定過程において、過去に原子力事業者の役員や従業者であったという経歴を有することは欠格事由に該当することが確認されたことなど。
436	「第180回国会参議院環境委員会会議録第7号」(抄本, 1, 9, 10頁)	参議院環境委員会 http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/180/0065/18006190065007.pdf	(会議日は2012(平成24)年6月19日)	写し	同上
437	「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」と題する文書	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室 http://www.cas.go.jp/jp/genpat_sujiko/info/120703/guideline.pdf	2012(平成24)年7月3日	写し	原子力規制委員会委員の欠格事由について、内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室は、「原子力規制委員会は、国民の信頼を得ながら原子力の規制を実施することが求められていることから…中立公正性及び透明性の確保を徹底することが必要」とし、そのための要件として「①就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業者等であった者、②就任前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、一定額以上の報酬等を受領していた者」とのガイドラインを規定したことなど。
438	「最終報告(本文編)」(抄, 表紙, 27~40頁, 429頁)	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	2012(平成24)年7月23日	写し	政府事故調は、地震が直接的な原因であることを否定しつつ、地震による損傷が事故のきっかけとなった可能性を否定しない。そして、現に損傷した箇所やその程度などの基本的事項について未解明の点が多く存在することを指摘することなど。
439の1	「IAEA Safety Standards Fundamental Safety Principles Safety Fundamental No. SF-1」	IAEA	2006(平成18)年	写し	①深層防護は、事故の影響の防止と緩和のための主要な手段であり、異なる防護レベルの独立した有効性が不可欠な要素であること、 ②深層防護は、IAEAも安全基準の最高位である「基本安全原則」で採用するとおり国際的に確立した基準であることなど。

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
439 の 2	439の1の和訳 （「IAEA安全基準基本安全原則安全原則 No. SF-1」）	独立行政法人原子力安全基盤機構	2008（平成20）年12月	写し	同上
440	「原子力安全の基本的考え方について 第I編 別冊 深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート」	一般社団法人日本原子力学会標準委員会	2014（平成26）年5月	写し	①深層防護の考え方は、多数の連続しかつ独立した防護レベルの組み合わせによって、人あるいは環境に対する有害な影響が引き起こされることを防止するというものであること、 ②深層防護の考え方は、日本原子力学会も採用するものであり、国内的にも確立した知見であることなど。
441 の 1	「IAEA Safety Standards Safety of Nuclear Power Plants: Design Specific Safety Requirements No. SSR-2/1 (Rev. 1)」 （IAEA安全基準原子力発電所の安全：設計 個別安全要件 No. SSR-2/1 (Rev. 1)） （抄，表紙，7，8頁）	IAEA		写し	IAEA安全基準によると、 ①深層防護として、立地時から避難時までを包含する5つの防護階層を想定していること、 ②各防護階層の目的を達する要件として、立地や緊急時計画（避難計画）が規定されていることなど。
441 の 2	441の1の和訳	債権者ら代理人		写し	同上

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
442	「国会事故調会議録」 (抄, 第4回委員会会議録のうち, 1, 7, 8頁)	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第4回委員会日は2012(平成24)年2月15日	写し	原子力委員会委員長班目春樹氏によると, これまでの立地審査指針は事故について甘々な評価をして, 放射性物質があまり放出されないような強引な計算を行っていたため, 全面的な見直しが必要であることなど。
443	「原子力規制委員会記者会見録」	原子力規制委員会 http://www.nsr.go.jp/data/000068540.pdf	2012(平成24)年11月14日	写し	2012(平成24)年11月14日の原子力規制委員会記者会見において, 原子力規制委員会委員長は, 立地審査指針について, 敷地境界の放射線量を100mSvに改正した上, 再稼働の要件とする旨を明らかにしていたことなど。
444	「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第9回会合議事録」	原子力規制委員会	第9回会合日は, 2013(平成25)年1月11日	写し	原子力規制委員会は, 発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第9回会合において, 事務局案として, 従来の離隔要件を, 原子炉格納容器の性能評価, 及び, シビアアクシデント対策の有効評価で代替すること, 並びに, 集団線量の要件をシビアアクシデント対策の有効性評価で代替することを提案し, 同会合において, さしたる議論もないまま成案とされたことなど。
445 の1	「IAEA SAFETY STANDARDS SERIES Site Evaluation for Nuclear Installations SAFETY REQUIREMENTS No. NS-R-3」 (IAEA 安全基準シリーズ原子炉等施設の立地評価安全要件 No. NS-R-3)	IAEA	2003(平成15)年11月	写し	IAEAは, 立地審査の要件について, 少なくとも2003年には, 安全指針としてではなく, 安全要件として, 「原子炉等施設の立地評価」を策定していること(5枚目)など。

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
445 の2	「IAEA 安全基準シリーズ原子炉等施設の立地評価安全要件 No. NS-R-3」(甲 B 445の1の和訳)	独立行政法人原子力安全基盤機構	2010 (平成22) 年11月	写し	同上
446 の1	「§ 50. 47 Emergency plans.」(§ 50. 47 緊急時計画)	NRC https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/cfr/part050/part050-0047.html		写し	米国においては、IAEA安全基準のとおり、適切で実行可能な避難計画の策定が原子力発電施設の運転許可条件になっていることなど。
446 の2	446の1の和訳	債権者ら代理人		写し	同上
447 の1	「IAEA Safety Standards Site Evaluation for Nuclear Installations Safety Requirements No. NS-R-3 (Rev. 1)」(IAEA 安全基準シリーズ原子炉等施設の立地評価安全要件 No. NS-R-3) (抄, 表紙, 9, 19頁)	IAEA http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1709web-84170892.pdf	2016 (平成28) 年	写し	IAEAは、立地段階において、人々の被ばくに影響を与え得る立地地点や敷地周辺環境の特徴、人口特性、人口分布(特に学校、病院、刑務所などの居住施設に注意する。)を徹底的に評価し、要件を満たさない立地地点を不適と判断することによって、避難計画の実施可能性を確保していること(9頁「2.26」から「2.29」、19頁「4.11」)など。
447 の2	447の1の和訳	債権者ら代理人		写し	同上

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
448 の1	「IAEA Safety Standards Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency General Safety Requirements No. GSR Part 7」 (I A E A 安全基準 原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応 一般的安全要件 No. GSR Part 7) (抄本, 表紙, 13, 24, 32 頁)	I A E A http://www- pub.iaea.org/MTCDC/pu- blications/PDF/P_1708- web.pdf	2015 (平成27) 年	写し	I A E A は, 事業者に対して, 敷地内の避難計画を策定し, 敷地外対応のために情報を提供する取り決めを確立するなどの準備と対応をすると規定することなど。
448 の2	448の1の和訳	債権者ら代理人		写し	同上
449 の1	「IAEA Safety Standards Safety Assessment for Facilities and Activities General Safety Requirements No. GSR Part 4 (Rev. 1)」 (I A E A 安全基準 施設と活動に対する安全評価 一般的安全要件 No. GSR Part 4) (抄, 表紙, 1・9・11・15~17・30 頁)	I A E A http://www- pub.iaea.org/MTCDC/pu- blications/PDF/Pub1714- web-7976998.pdf	2016 年	写し	I A E A は, 安全評価を設計段階から閉鎖段階まで定期的に行うこととし, そこにおいて避難計画の実効性, 放射線防護が最適化されているかなどを規制当局が審査することとしていることなど。
449 の2	449の1の和訳	債権者ら代理人		写し	同上

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
450 の1	「IAEA Safety Standards Governmental, Legal and Regulatory Framework for Safety General Safety Requirements No. GSR Part 1 (Rev. 1)」 (I A E A 安全基準 政府、法律及び規制の安全に対する枠組み 安全要件No. GSR Part 1 (Rev. 1)) (抄, 11 頁 「2.20.」)	I A E A http://www- pub.iaea.o rg/MTCO/pu blications /PDF/Pub17 13web- 70795870.p df	2016年	写し	I A E A 安全基準は、事業者に対して、「緊急時対応計画を策定する責任及び緊急時準備と緊急時のための取り決めに整える責任」を負わせることを求めていることなど。
450 の2	450の1の和訳	債権者ら代理人		写し	同上
451 の1	「IAEA Safety Standards Licensing Process for Nuclear Installations Specific Safety Guide No. SSG-12」 (I A E A 安全基準 原子炉等施設に対する許認可プロセス 安全指針 No. SSG-12)	I A E A	2010年	写し	I A E A は、指針において、避難計画を事業許可の条件とすることを求めていることなど。
451 の2	451の1の和訳	独立行政法人原子力安全基盤機構	2012年8月	写し	同上
452	位置的分散についてと題する書面		2012/11/21	写し	原子力規制委員会の新規規制基準に関する検討チームにおいて、シビアアクシデント対策の代替電源設備の位置的分散については、設計基準を超える津波を想定した独立性の強化と整理されていること

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
453	伊方原発2号炉のストレステストに関して、債務者が平成24年8月23日にプレスリリースした資料(抜粋)添付3-4-8	債務者	2012/8/23	写し	伊方原発2号炉のストレステストの中には、可搬型消防ポンプの配置場所がE L 5 mであり、消防自動車配置場所がE L 1 0 m以下の高さであることが明記されていること
454	「クローズアップ2016 安保サミット閉幕 核テロの危機共有」と題する記事	毎日新聞	2016/4/3	写し	2016年3月22日に発生したベルギー同時多発テロ事件では、容疑者グループが原子力研究施設技術者の行動を10時間近く隠し撮りした映像が押収されていること 米国国家安全保障会議で核テロなどを担当するスコット・ローカー部長が「内部協力者が関わる核テロへの対処は、極めて難しい問題だ」と述べていること
455	外部事象に対する安全対策の考え方について(案)	原子力規制庁 http://www.nsr.go.jp/data/000050166.pdf	2012/10/25	写し	第1回発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チームの資料であり、当初は原子力規制委員会において、設計基準に含めるべき自然現象の発生頻度は10-4/年を超えるものとする等の具体的、定量的な基準が検討されていたこと
456	兵庫県南部地震—震源断層、強震動、そして震災の帯—	入倉孝次郎 http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/eqb/book/9-275/pdf/44-65.pdf		写し	兵庫県南部地震の際の神戸大学観測点の断層距離は0.5 kmしかなかったこと

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
457	「応答スペクトルに基づく地震動評価」に関する専門家との意見交換会資料第1-1号「耐専スペクトルの概要(1999年時点の内容)」	東京電力株式会社 http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/3533051/www.nsc.go.jp/senmon/suidai/ohyoiken/1/siryo-1.pdf	2009/5/22	写し	耐専式にコントロールポイント、「極近距離」が設けられた経緯
458	「応答スペクトルに基づく地震動評価」に関する専門家との意見交換会資料第1-3号「仮想断層面を用いた震源近傍における地震動評価の検討」	東京電力株式会社 http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/3533051/www.nsc.go.jp/senmon/suidai/ohyoiken/1/siryo-3.pdf	2009/5/22	写し	横ずれの仮想断層面を設定し、震源近傍を対象として耐専スペクトルによる評価と断層モデルによる評価を比較し、極近距離から乖離しても評価結果は短周期領域においておおむね調和的であったこと
459	欠番				
460	欠番				
461	欠番				
462	強手157参考資料1地震調査研究推進本部地震調査委員会地震動評価部会第156回強震動予測手法検討分科会議事概要案	地震本部	H28.7.15(会議日)	写し	レシピが平成28年12月に修正されるに至った経緯

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
463	強 1 5 2 参考資料 6 「『震源 断層を特 定した地 震の強震 動予測手 法』の検 証につい て」	額額一起	2016. 9. 14	写し	同上
464	地震調査 研究推進 本部地震 調査委員 会第 1 5 2 回強震 動評価部 会 議事 要旨 (案	地震本部	2016/9/14(会議日)	写し	同上
465	強 1 5 3 (3) 「レシ ピ」の訂 正・微修 正・補足 について の事務局 案	地震本部	2016. 11. 15	写し	同上
466	158強震動 予測手法 検討分科 会	強手 1 5 9 参考資料 1 地震調査研 究推進本部 地震調査委 員会 地震 動評価部会 第 1 5 8 回 強震動予測 手法検討分 科会議事概 要案	2016/11/8	写し	同上
467	欠番				
468	伊方発電 所 地震 動評価 資料集 I 地震動評 価上の ジョグの 考え方について	債務者	2013/8/28	写し	債務者がジョグにアスペリティが存在し難いとする根拠

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
469	陳述書	町田洋	2017. 2. 13	写し	町田洋名誉教授の専門分野，経歴等。 活断層について後期更新世以降1度でも活動している可能性があれば，検討対象に含めることとしているのと同様，火山についても，少なくとも，後期更新世以降1度でも活動しているものについては，活動可能性を否定せず，活動するものとして扱うべきであること（5頁）等。
470	『阿蘇火山の地盤変動とマグマ溜まり - 長期間の変動と圧力源の位置 - 』（火山第51巻第5号291-309頁）	須藤靖明， 筒井智樹， 中坊真， 吉川美由紀， 吉川慎， 井上寛之	2005年12月26日	写し	Sudo and Kong（2001）の共同執筆者である須藤靖明氏が本論文の共同執筆を行っていること， 草千里南部には，その直下にマグマ溜まりと考えられる地震波低速度領域の存在が指摘されていること（300頁右列）， その大きさは，直径3～4km程度の領域が考えられること（303頁左列）等。
471	資料3 発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価に関する事業者回答及び降下火砕物の影響評価に関する検討について	原子力規制庁	2017. 1. 25	写し	FALL3Dによって解析された結果に基づく論文は権威ある学術誌に多数発表されており，研究上の有効性が世界的にも認知されていること（別紙1-3，4枚目（通し番号15頁））， 2016年2月にver. 7. 1がリリースされており，現在ver. 7. 1. 3が公開されていること（別紙1-3，4枚目（通し番号15頁））， ver7からver7. 1へのアップデート時に，バグは修正されていること（別紙1-3，5枚目（通し番号16頁））等。
472-1	火山第61巻2号399頁『火山灰輸送：モデルと予測』	新堀敏基	2015. 8. 31	写し	FALL3Dは，イタリア国立地球物理学火山学研究所（INGV）やバルセロナスーパーコンピュータセンター（BSC）でも採用されており，実用としても，プエノスアイレス航空路火山灰情報センター（VAAC）などで用いられていること， また，FALL3Dを用いた研究例や関連論文も多いことがうかがえ，各事業者に用いられているTephra2と比較しても，FALL3Dだけが信頼できないとされる理由は見いだせないこと（404～405頁）等。
472-2	新堀論文 中の表を 和訳した もの	債権者ら代理人	2017. 2. 6	写し	同上

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
473-1	The FALL3D Ash Cloud Dispersion Model and its Implementation at the Buenos Aires VAAC	Folch, Aほか	2009年	写し	FALL3Dは、既に2009年の時点でブエノスアイレス航空路火山灰情報センター (VAAC) に設置されていること等。
473-2	アブストラクト和訳	債権者ら代理人	2017. 2. 6	写し	同上
474	意見書	三菱重工業株式会社	2016/7/22	写し	四国電力が、広島地裁において乙196号証として提出した書類の記載内容
475	司法よ！おまえにも罪があるー原発訴訟と官僚裁判官	新藤宗幸	2012/11/20	原本	甲B428号証19頁に引用されている文献の記載内容。伊方最高裁判決の結論やその後のこれに無批判に追随してきた裁判例の状況を見る限り、むしろ、全体としてみると、「被告行政庁側が一応の型通りの安全性立証をしさえすれば、稀有な、あるいは稀有だと考えられるような自然災害や事故の発生についてはそれほど考えなくてよい。もしも、原告側がそれをいうなら、きわめて高度の証明を要求する」ということを述べているに等しいと指摘されていること。
476	伊方発電所3号炉降下火砕物(火山灰)の評価条件見直しについて 補足説明資料(抄 1~3頁 別添資料1の118~121頁)	債務者	2015/4/9	写し	① 非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタについて、債務者の用いているフィルタは「層状フィルタ」としか記載がないこと(別添1-121頁) ② 債務者が用いているフィルタは、捕集効率が「粒径120μm以上において約90%捕獲」であり、産総研報告と比べると余りに目が粗く、到底比較できるものではないこと(別添1-119頁)など。

甲 B	証拠の標目	作成者	作成年月日	原写	立証趣旨
477	降下火山灰シミュレーションコード Tephra2のコードの誤りによる四国電力伊方発電所3号機の火山影響評価への影響について	原子力規制庁	2016. 11. 25	写し	各事業者に用いられているTephra2においてもバグは発見されていること等。
478	原子力発電所の基準地震動策定のために東北地方太平洋沖地震から何を学ぶべきか	野津厚	2017年5月	写し	原子力発電所の基準地震動の策定では、南海トラフ地震などのプレート間地震も考慮されるが、その強震動の評価において、東北地方太平洋沖地震の教訓は十分に生かされているとは言えない。大きな加速度と速度を同時にもたらし構造物にとって脅威となる強震動パルスを正確に計算するためには、現状のSMGAモデルでは不十分であり、より狭い領域から鋭いパルスが生成されるモデル（SPGAモデル）を用いる必要があることを立証する。